

平成28年6月22日
北陸信越運輸局

軽井沢町にて発生したスキーバス事故後の対応について（続報）

北陸信越運輸局では、本年3月以降、貸切バスの事故防止対策として、ゴールデンウィークの多客期を前にした街頭監査等を実施してきました。

また、6月3日には、国土交通省では、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめました。今後は、この対策を確実に実行していきます。

1. 貸切バスに対する監査 [別紙1]

(1) 街頭監査

4月中旬に、管内各地の貸切バス乗り場等において、出発前の貸切バスに立ち入り、①交替運転者の配置状況、②運行指示書の有無、③運転者の酒気帯びの有無等について確認する街頭監査を実施しました。

その結果、37両を監査し、運行指示書の記載不備等5件の法令違反が確認されましたが、その場で改善を指導するとともに、後日、改善されたことを確認しました。

(2) 集中監査

北陸信越運輸局では、3月末までに管内15事業者16営業所に対して集中監査を実施しました。

現在のところ、車両使用停止処分1件、文書警告処分2件、行政処分手続中3件となっており、6件については審査を進めております。

2. 「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」 [別紙2]

国土交通省では、6月3日に「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめました。北陸信越運輸局としては、この対策を今後、確実に実行してまいります。

【基本的な考え方】

- (1) 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること
- (2) 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること
- (3) バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること

「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（全体版）は以下のURLから入手することができます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133823.pdf>

※軽井沢町スキーバス事故の概要

平成28年1月15日に長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが道路右側に転落。15名が死亡、26名が負傷した。

(1)【街頭監査】

北陸信越運輸局では、管内の貸切バス乗り場等において、監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、①交替運転者の配置状況、②運行指示書の有無、③運転者の酒気帯びの有無等について確認を行った。主な法令違反としては、車体表示「貸切」なし、運行指示書の記載不備、車内表示「運転者氏名」なし等の不備、及びアルコール検知器携行なし等の違反が確認された。違反があったバス事業者には「指摘事項通書」を交付し、速やかに改善するよう指導し、後日、全ての指摘事項について改善されたことを確認している。

監査実施県	監査実施日	実施場所	監査車両数	指摘車両数	指摘事項等	備考
新潟	平成28年4月25日	新潟ふるさと村駐車場	8	0		
長野	平成28年4月20日	上田城跡南駐車場	17	0		
富山	平成28年4月26日	富山空港駐車場	3	2	・運行指示書の記載不備(2) ・アルコール検知器携行なし(1)	改善確認済み
石川	平成28年4月27日	JR金沢駅西口	9	1	・運行指示書の記載不備(1) ・車内掲示「事業者の名称」、「運転者氏名」及び「自動車登録番号」不備(1)	改善確認済み
合計			37	3		

(2)【集中監査】

処分歴がある等、優先的に監査を実施すべき貸切バス事業者を抽出し、抜き打ちで事業者に立ち入り、健康診断の受診状況、運行指示書の作成の有無、点呼の実施状況、適性運賃の收受等について監査を行った。平成28年3月31日までに管内で15事業者16営業所の監査を実施しており、監査結果等については、以下のとおり。

監査実施県	監査実施件数	処分状況				
		違反なし	文書警告処分 (主な違反項目)	車両停止処分 (主な違反項目)	行政処分手続中	審査中
新潟	4	1	0	0	1	2
長野	4	0	0	0	1	3
富山	3	1	1 (運行指示書記載不備等)	0	1	0
石川	5	2	1 (点呼記録記載不備等)	1 (運賃下限割れ)	0	1
合計	16	4	2	1	3	6

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月3日) 概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、総合的な対策をとりまとめ。

基本思想

今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、

- 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること。
- 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること。
- バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること。

総合的な対策

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

- ① 運転者の技量チェックの強化
- ② 運行管理の強化
- ③ 車両整備の強化
- ④ 事業用設備の強化
- ⑤ その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

- ① 違反事項の早期是正と処分の厳格化等
- ② 許可更新制の導入等による不適格者の排除
- ③ 不適格者の安易な再参入の阻止

(3) 監査等の実効性の向上

- ① 国の監査・審査業務の見直し
- ② 事業者団体の自浄作用の強化
- ③ 民間指定機関による適正化事業の活用

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

- ① 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
- ② 利用者に対する安全情報の「見える化」
- ③ ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

- ① ガイドラインの策定
- ② 導入促進に向けた支援等